

策定にあたり

川崎市は市民と協働して、川崎市子どもの権利に関する条例（以下、「子どもの権利条例」）に基づき、子どもたち一人ひとりの権利を尊重し、子どもが主体的に参加できる社会づくりをめざしております。

本計画は、子どもの権利条例制定後のこれまでの取組や検証結果を踏まえ、子どもの権利条例第36条に基づき、総合的に子どもの権利保障を図るために行動計画を策定するものです。

子どもたち一人ひとりが安心して生活し、一人の人間としてよりよく生きるためには、子ども自身が権利について学ぶとともに、子どもの権利を保障する社会づくりに向けた大人の意識の向上が求められます。

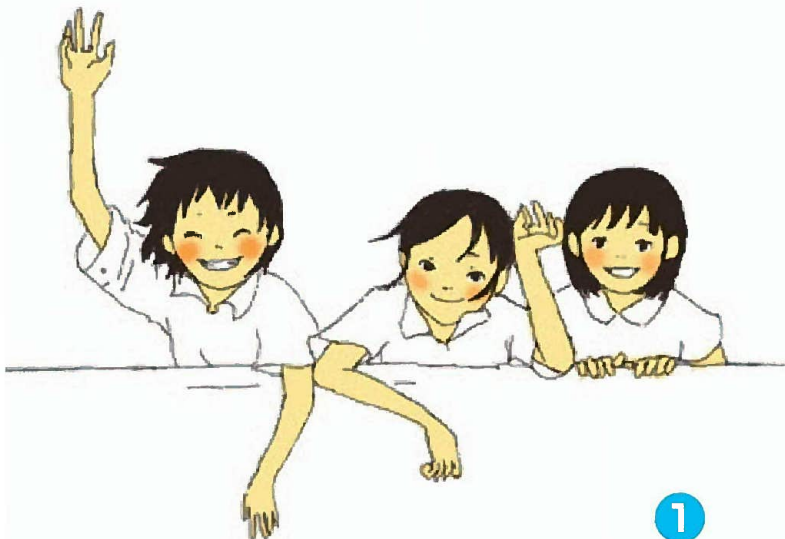
理 念

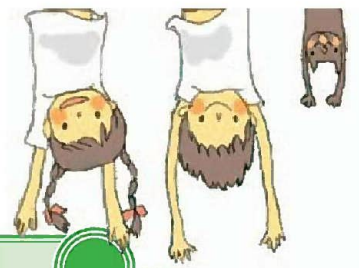
《子どもの権利を尊重するまちづくり》

子どもはその権利が尊重されるなかで、人としてのあり様を学び、他者の権利についても理解を深め、社会の一員としての自覚や態度を育んでいきます。

乳児期、幼児期、学齢期、義務教育修了後年代と、それぞれのライフステージにおいて保護され養育され、その成熟と成長にふさわしい支援を受けながら、子どもが権利の主体として育ち、学び、参加していくことが重要です。

川崎市におけるこれまでの取組を踏まえ、子どもの権利条例の前文及び第2章に定める「人間としての大切な子どもの権利」を尊重したまちづくりを推進します。





3つの目標

《目標1 子どもの自己肯定感の向上》

子どもが自らの存在を肯定的にとらえる感情を育み、社会への関わりや参加を主体的にかつ能動的にできるよう子どもへの支援を充実します。

《目標2 子どもの安心の保障》

いじめや虐待など、子どもをめぐる深刻な問題は子どもの安心を奪います。

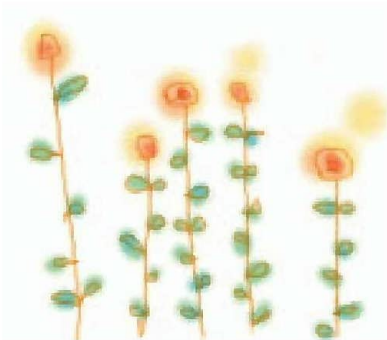
子どもが安心して生きていけること、安心して自己を表現したり活動したりできるように、子どもの安心の保障に努めます。

《目標3 子どもの意見表明・参加とおとなとのパートナーシップの推進》

子どもを、社会を構成する一員として、ともに社会を創っていく存在としてとらえ、家庭、育ち・学ぶ施設、地域の中で子どもとおとなが互いに尊重し合える関係を築けるよう、パートナーシップを推進します。

施策の方向

- 1 子どもの相談及び救済の充実 (推進施策 1～7)
- 2 子どもの意見表明・参加の促進 (推進施策 8～13)
- 3 子どもの居場所づくりの促進 (推進施策 14～17)
- 4 子どもの権利に関する意識の向上 (推進施策 18～20)



第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画 体系図

＜計画期間＞ 2011(平成23)～2013(平成25)年度



理念

子どもの権利を尊重するまちづくり



3つの基本目標

- 目標1 子どもの自己肯定感の向上
- 目標2 子どもの安心の保障
- 目標3 子どもの意見表明・参加とおとなとのパートナーシップの推進

4つの施策の方向

施策の方向1 子どもの相談及び救済の充実



施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進

施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進

施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

20の推進施策

- 1 子どもがいつでも安心して気軽に相談できるような体制や環境の整備を進めます。相談機関の広域については、子どもにわかりやすく、親しみやすいよう工夫して実施します。子ども自身がいじめや体罰・虐待等を受けたときには、SOSを発信できるよう支援します。
- 2 子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき適正な対応に努めます。子どもの権利擁護のための必要な支援と児童相談所の一時的保護をはじめとした施設整備を進めます。
- 3 障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども、施設等で生活している子ども、虐待を受けた子どもやDV被害者の子ども、性同一性障害等に悩む子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。
- 4 子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めます。
- 5 学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内外で速やかに対応できるような体制を整備します。
- 6 区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害の防止に努めます。
- 7 人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益が確保されるよう相談・救済機能などを充実します。
- 8 川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。
- 9 学校等における、子どもの意見表明・参加を促進します。
- 10 地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるような環境整備に努めます。
- 11 児童養護施設等で生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るためのサポート体制の整備をさらに進めます。
- 12 乳幼児が、安心して周りのおとなと関わりがとくれ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児に関わるおとなへの支援を充実します。
- 13 子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めるとともに、子どもに関わる人や支える人を支援します。
- 14 子どもが利用する施設においてその運営や事業等への、子どもの参加を一層進めます。また、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境の整備を進めます。
- 15 地域における中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進します。
- 16 不登校の子どもが安心して生活することのできる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。
- 17 子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、子ども同士、保護者の交流が進み障害のある子どもが活動しやすい環境を整備します。
- 18 子どもが子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。特に学校における権利学習を進めます。
- 19 個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。
- 20 学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。

具体的な取組(80)

具体的な取組
1～30

具体的な取組
31～52

具体的な取組
53～65

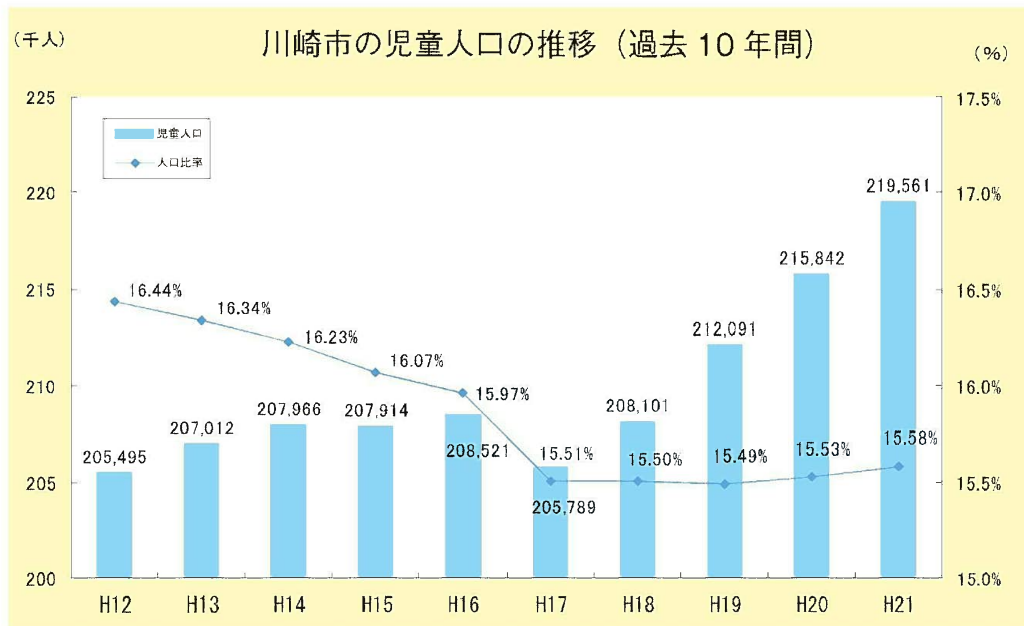
具体的な取組
66～80

川崎市における子どもをめぐる現状（参考資料）

1 子どもの人口の推移

（1）全体

川崎市の子ども人口は、10年前の平成12年（205,495人）と比較して、平成21年（219,561人）は約14,000人の増加となっています。



※「川崎市年齢別人口」各年10月1日現在の数値（児童人口は18歳未満）より

（2）外国人登録から

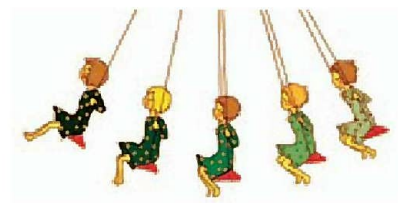
18歳未満の外国人人口は10年前の平成13年（2,661人）と比較して平成22年（3,325人）は約1.25倍となっています。



※「川崎市管区別年齢別外国人登録人口」各年6月末現在の数値より



2 川崎市における子どもの相談・救済に関する現状

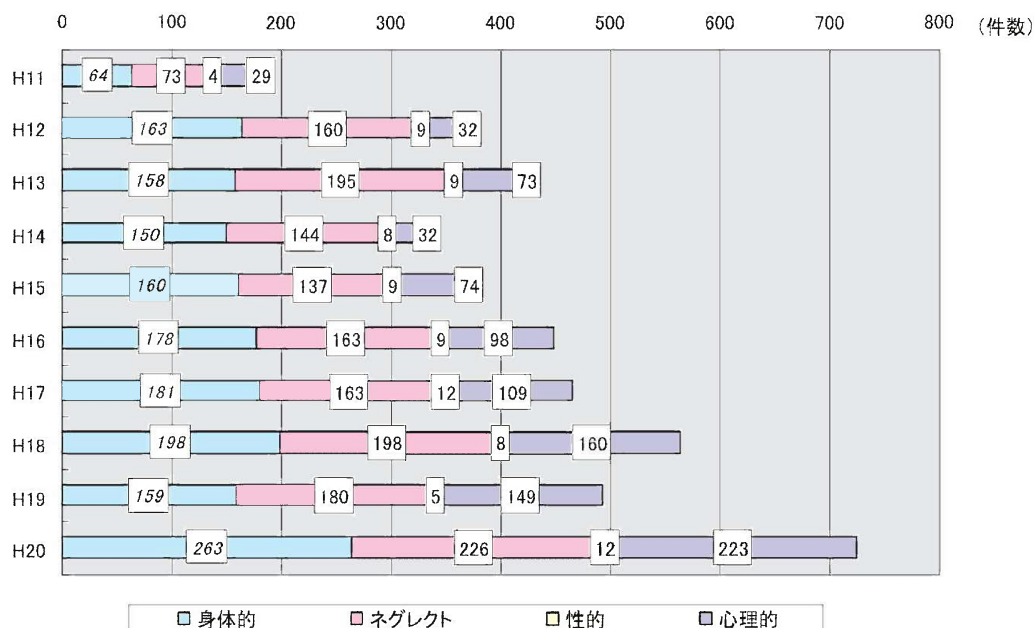


(1) 児童虐待に関する報告から

ア 虐待相談

平成 20 年度において、身体的虐待に関する相談が一番多く、次いでネグレクト、心理的虐待がほぼ同じ割合となっています。

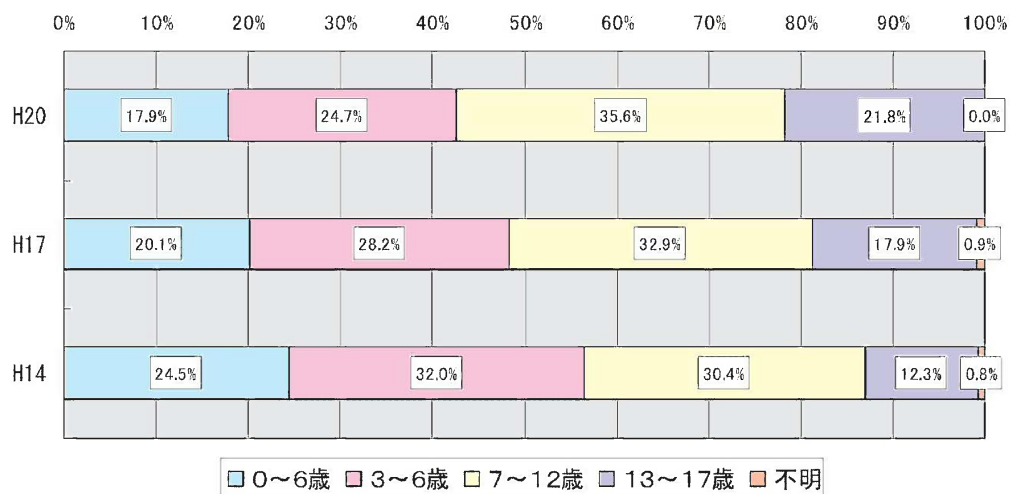
虐待相談の受付件数と虐待の種類の推移



イ 被虐待児の年齢

平成 20 年度において、虐待されている児童の年齢では、7 歳から 12 歳までが一番多く、次いで 3 歳から 6 歳までとなっています。

被虐待児の年齢分布

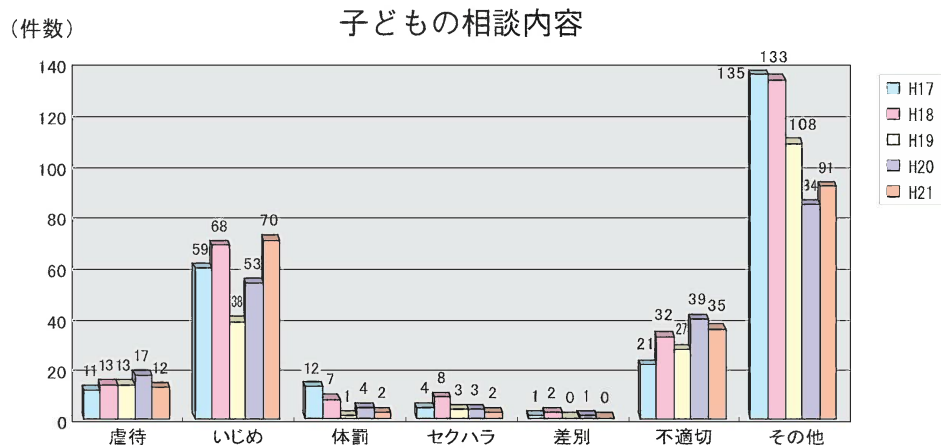


※ア・イ 「児童虐待に関する報告書」(平成 20 年度版)川崎市中央児童相談所・南部児童相談所より

(2) 人権オンブズパーソン報告書から

《相談内容》

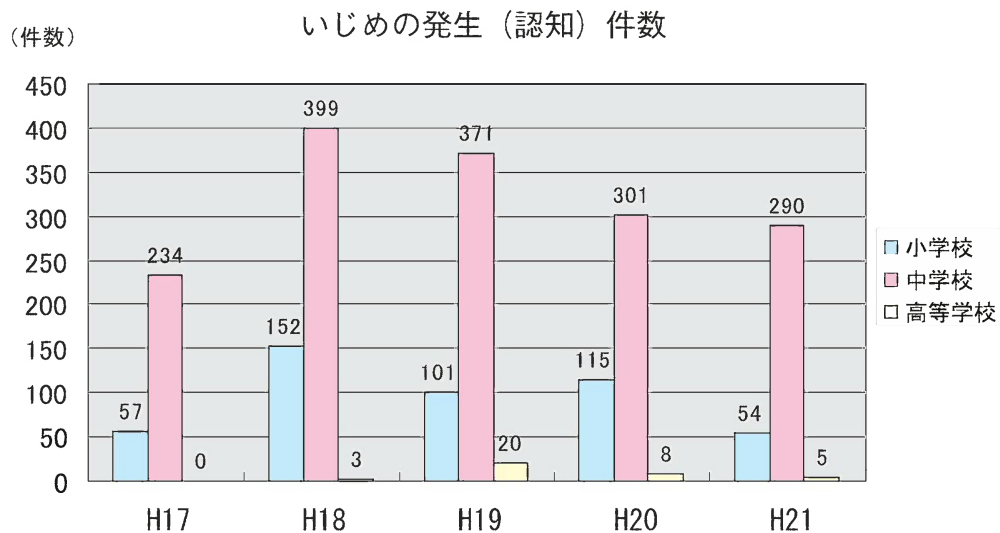
相談の内容については、いじめ相談が一番多く、次いで学校や施設等の不適切対応となっています。



※「川崎市人権オンブズパーソン平成 21 年度報告書」より

(3) いじめの発生（認知）件数

いじめの発生（認知）については、ピーク時の平成 18 年度と比較すると平成 21 年度は小学校・中学校で共に約 100 件減と、減少傾向にあります。



※児童生徒の問題行動等児童生徒指導上の諸問題に関する調査（川崎市教育委員会）より

第 3 次川崎市子どもの権利に関する行動計画（概要版）

2011 (平成 23) 年

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話：044-200-2344 / FAX：044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp

子どもの権利条例ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/index.htm>

イラスト提供：ふわふわ。り